

角田市週休2日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象工事の選定)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。</p> <p>（1） 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p><u>（2） その他、週休2日工事に適さないと判断される工事</u></p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお従前の例による。</p>	<p>(対象工事の選定)</p> <p>第3条 週休2日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。</p> <p>（1） 災害復旧工事等の緊急を要する工事</p> <p><u>（2） 設計金額が5,000万円未満の工事</u></p> <p><u>（3） その他、週休2日工事に適さないと判断される工事</u></p>